

岡崎中央総合公園

相撲場基本使用料金表

(円)

区分	金額						
	午前	午後	夜間	全日	延長時間		
	9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	9時～21時	8時30分～9時 12時～12時30分	21時を超える30分につき	
平日		950	1,270	1,910	4,130	200	310
土曜日、日曜日及び祝日		1,170	1,590	2,340	5,100	200	420

備考 1 この表中「入場料金」とは、入場料金及び入場料金に類するものをいう。

2 この表中「祝日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

3 「午前」、「午後」又は「夜間」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあつては、「午前」及び「午後」又は「午後」及び「夜間」のそれぞれの利用時間の区分の間を引き続き利用できるものとし、基本使用料を計算する場合において、「午前」及び「午後」の利用時間の区分を合わせて利用する場合にあつては、「12時～12時30分」の延長時間の額に係る規定は適用しない。

※使用料は、基本使用料及び附属設備使用料とし、その額は、上記に掲げるとおりとする。

ただし、次の各号に該当する場合における基本使用料の額は、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 準備又は撤去のためスポーツ施設を利用する場合上記に掲げる基本使用料の0.3倍に相当する額

(2) 市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない法人がスポーツ施設を利用する場合、基本使用料の1.5倍に相当する額

相撲場附属設備使用料金表

(円)

放送設備	一式	1,050
テント	1張	310
机	1個	50
椅子	1脚	20

備考 1 この表における附属設備使用料の額は、時間を単位とするものを除き、相撲場基本使用料金表の金額欄に掲げる「午前」、「午後」又は「夜間」のそれぞれの単位による額とする。

2 「午前」、「午後」又は「夜間」の単位を合わせて利用する場合にあつては、「午前」及び「午後」又は「午後」及び「夜間」のそれぞれの単位の間を引き続き利用できるものとする。